

第十二号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
第一編 関係条例の一部改正

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第一条 職員の分限に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（江戸川区個人情報情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第二条 江戸川区個人情報情報の保護に関する法律施行条例（令和四年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

付則第三条第四項及び第五項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（江戸川区特別区税条例の一部改正）

第三条 江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（江戸川区プールの基準に関する条例の一部改正）

第四条 江戸川区プールの基準に関する条例（昭和五十年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二編 経過措置

第一章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第五条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）
旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第六条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用につ

いては、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第二章 その他

（経過措置の規則への委任）

第七条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法の施行に伴い必要な経過措置は、江戸川区規則で定める。

付 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（説明）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。